

(昭和30年月15日第三種郵便物認可)



# ホシノクラブ



発行元：自由民主党神奈川県第12選挙区（藤沢・寒川）支部 支部長  
〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢973 相模プラザ第3ビル1F  
TEL:0466-23-6338 FAX:0466-23-6339

<http://t-stars.com>

@hossys

Hoshino tsuyoshi(星野剛士)

## 星野つよし

### 平成29年1月



新年明けましておめでとうございます。本年も宜しく  
お願い致します。

日頃より私の政治活動に対し、ご理解並びに温かい  
ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、一昨年10月から昨年8月まで経済産業大臣政  
務官並びに復興大臣政務官を拝命し、安倍内閣の一員  
として、東奔西走の毎日を過ごしてまいりました。

着任中は身の引き締まる思いで公務にあたり、藤沢市における自動運転  
による無人タクシーの実証実験や、それに伴う同技術の向上、そして福島  
の復興等に全力で取り組んでまいりました。

現在は国会運営の中心的部分である予算委員会委員と国会対策委員会  
委員、並びに我が国にとって最重要のテーマである憲法改正を審議する憲  
法審査会委員という非常に重い職務を担っております。

これからも皆様が将来に希望を持ち、明るく安心して暮らせる「古き良  
き日本」を取り戻すために粉骨砕身努力してまいりますので、本年も変わ  
らぬご理解ご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げます。



本年が皆様にとっ  
て良い年となること  
を心よりお祈り申し  
上げます。

平成29年1月元旦  
衆議院議員

星野 つよし

# 「年金は下がりにません！」

先の国会で、国民年金法改正案が自民・公明・日本維新の会などの賛成多数により可決、成立されました。同法案に対し民進党などは「年金カット法案だ！」と声高に叫び、まさに野党お得意の「レッテル貼り」に終始しました。

今回の法改正は年金カットではなく、むしろ年金制度を維持するために必要な改正です。現在わが国は総人口1億2600万人に対し、年金を受け取っている方々は6千万人。少子高齢化が益々進む中、年金制度は50年後も100年後も維持されなければなりません。そのための「安全装置」が今回の年金法改正なのです。つまり「わが国の実質賃金が10年後2%下がった（上がった）場合、年金制度を維持するために年金も並行して2%下げます（上げます）」というように、年金額を上下させるための前提条件がちゃんと付けられており、何も年金を絶対に下げるといった法改正ではありません。

実際、10年後の経済状態は誰にも判りません。しかし、今の経済状況を見る限りでは、アベノミクス効果で実質賃金は年々上昇しており、有効求人倍率も1.4倍程度になっているため、実質賃金在下がることは考えられません。従って、年金がカットされる状態にはないと判断されます（もっとも将来民進党政権が誕生した場合は、民主党政権時のように著しく経済状況が悪化する恐れはあります）。

年金制度とは「世代間の助け合いのリレー」と私は考えています。民進党のデマに惑わされず、子供の世代、孫の世代と子々孫々まで年金制度が続くようにするための法改正であったと正しい理解を深めて頂きますよう、お願い致します。

具体的には、以下の二法を改正しました。

## 年金水準確保法

→公的年金制度のメリット享受に関わる措置  
→制度の安心に関わる措置

- ・ 将来の年金を増やすため、これまで501人以上の大企業で働く短時間労働者のみに認められていた厚生年金への加入について、500人以下の中小企業で働く短時間労働者の方も加入可能に。
- ・ 国民年金に入っている女性について、産前産後の期間（4か月）は保険料を免除。
- ・ 世代間の公平の観点から、年金の支え手である現役世代の年金水準を確保するため、年金額の改定方法を見直し  
(①マクロ経済スライド調整の見直し、②賃金変動に合わせた年金額改定(賃金スライド)の徹底) (注1を参照)
- ・ 年金の積立金を運用する機関(GPIF)のガバナンス体制を強化。

## 受給資格期間短縮法

- ・ 無年金対策として、受給資格期間を25年から10年に短縮する措置を平成29年度中に実施。(平成29年8月実施、年金の支給は同年10月から)

(注1)

### ① マクロ経済スライド調整

マクロ経済スライドによる調整について、現在の受給者に配慮して、前年度より年金額を下げる調整は行わないが、物価・賃金が上昇したときには、過去の未調整分を繰り越して調整する仕組み(キャリアオーバー)とする(平成30年4月～)。

### ② 賃金スライド

- ・ 仮に将来、賃金が名目でも実質でも下がるような望ましくない経済状態が起きた場合でも、現役世代が将来受給する年金水準が低下しないよう、賃金(名目)の変動に合わせて年金額を改定する。
- ・ ただし、経済が正常な状態で、賃金と物価が上がっている状況では、年金額が下がることはない。
- ・ また、このルールは、低年金・低所得の方への配慮として、福祉的な給付(最大年6万円 平成31年10月～)が始まった後、施行される(平成33年4月～)。

